

承認案第2号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、
同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成25年4月23日提出

天理市長 南 佳 策

専決第4号

専 決 処 分 書

不活化ポリオワクチン等の接種者数の増加により、予防接種に係る費用を追加するため、平成24年度天理市一般会計予算の補正を行う必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成25年3月29日

天理市長 南 佳 策

平成24年度天理市一般会計補正予算（第8号）

平成24年度天理市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14,499千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25,971,342千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成25年3月29日専決

天理市長 南 佳 策

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税		千円 5,566,429	千円 12,109	千円 5,578,538
	1 地方交付税	5,566,429	12,109	5,578,538
15 県支出金		1,479,834	2,390	1,482,224
	2 県補助金	441,810	2,390	444,200
歳 入 合 計		25,956,843	14,499	25,971,342

2 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
4 衛生費		千円 1,562,687	千円 14,499	千円 1,577,186
	1 保健衛生費	541,475	14,499	555,974
歳 出 合 計		25,956,843	14,499	25,971,342

専決第5号

専 決 処 分 書

地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）の公布に伴い、天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）の一部を改正する必要性が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成25年3月31日

天理市長 南 佳 策

天理市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第54条第5項中「（独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号）附則第9条第1項又は第11条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号）第11条第1項第7号イの事業又は旧農用地整備公団法（昭和49年法律第43号）第19条第1項第1号イの事業を含む。）」を削る。

第131条第4項中「（独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法附則第9条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法第11条第1項第7号イの事業を含む。）」を削る。

附則第10条の2の見出し中「附則第15条第2項第6号及び第10項」を「附則第15条第2項第6号等」に改め、同条第2項中「附則第15条第10項」を「附則第15条第9項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第33条中「、第5項、第14項、第18項から第26項まで、第28項、第30項、第32項若しくは第36項」を「、第12項、第16項から第24項まで、第26項、第27項、第29項、第33項、第37項若しくは第38項」に改め、同条を附則第34条とする。

附則第32条中「附則第22条及び第24条」を「附則第23条及び第25条」に、「附則第22条及び第25条」を「附則第23条及び第26条」に、「附則第23条、第25条及び第26条」を「附則第24条、第26条及び第27条」に、「附則第25条から第27条まで」を「附則第26条から第28条まで」に、「附則第27条」を「附則第28条」に、「附則第28条から第30条まで」を「附則第29条から第31条まで」に、「附則第29条」を「附則第30条」に改め、同条を附則第33条とする。

附則第31条を附則第32条とし、附則第27条から附則第30条までを1条ずつ繰り下げる。

附則第26条中「第22条」を「附則第23条」に改め、同条を附則第27条とする。

附則第25条中「第22条」を「附則第23条」に改め、同条を附則第26条とする。
附則第24条中「第22条」を「附則第23条」に改め、同条を附則第25条とする。
附則第23条を附則第24条とし、附則第22条を附則第23条とし、附則第21条の
6の次に次の1条を加える。

(法附則第15条第37項の都市計画税に係る条例で定める割合)

第22条 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の
2とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の天理市税賦課徴収条例（以下
「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、平成25年度以後の
年度分の固定資産税について適用し、平成24年度分までの固定資産税につい
ては、なお従前の例による。

2 新条例附則第10条の2第3項の規定は、平成25年4月1日以後に締結され
る地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）第1条の規定によ
る改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）附則第
15条第37項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定倉庫に対して課す
べき平成26年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 平成25年4月1日前に新法附則第15条の9第1項に規定する耐震基準適合
住宅に係る耐震改修（当該耐震改修に要した費用の額が30万円以上50万円以
下のものに限る。）に係る契約が締結され、同日以後に当該耐震改修が完了す
る場合における新条例附則第10条の3第7項の規定の適用については、同項
中「書類及び」とあるのは、「書類及び当該耐震改修に係る契約をした日を
証する書類並びに」とする。

(都市計画税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部
分は、平成25年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成24年度分

までの都市計画税については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第22条の規定は、平成25年4月1日以後に締結される新法附則第15条第37項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定倉庫に対して課すべき平成26年度以後の年度分の都市計画税について適用する。
- 3 この条例の施行の日から港湾法の一部を改正する法律（平成25年法律第号）附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第34条の規定の適用については、同条中「、第37項若しくは第38項」とあるのは、「若しくは第37項」とする。